

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年5月31日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700262号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800007号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA県教育庁B教育事務所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月  
② 平成19年12月

私は、請求期間にA県教育庁B教育事務所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、将来の年金額に反映するよう請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A県教育庁B教育事務所は、請求期間①及び②に係る賃金台帳等の関連資料を保存期間経過のため保存していないと回答している上、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を所持していないことから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与支払額及び賞与からの厚生年金保険料控除額を確認することができないところ、請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額(30万2,785円)は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料(厚生年金保険料及び健康保険料)額と一致していることから、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

また、請求期間①及び②当時の給与振込先であるC銀行(現在は、D銀行)の担当者は、当時の取引記録について、保存期間経過のため、提供することができない旨陳述しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与振込額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。